



与那原町公告第 62 号

与那原町新庁舎整備 P F I 導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル
の手続きの開始について

次のとおり与那原町新庁舎整備 P F I 導入可能性調査委託業務公募型プロポーザルの手続き
を開始する。

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

与那原町長 古 堅 國 雄



与那原町新庁舎整備 P F I 導入可能性調査委託業務公募型プロポーザル実施要領

1. 募集の目的

本業務は、現在策定を進めている「与那原町新庁舎建設基本計画」をもとに、新庁舎整備に最適な事業手法を検討するために、P F I 導入可能性調査を実施する。

本プロポーザルは、これまでに与那原町が実施した調査及び検討結果を適切に評価し、町の実情を踏まえた上で新庁舎整備に最適な事業手法を提案可能な事業者や担当チームを選定するために実施するものである。

2. 業務概要

(1) 委託業務名称

与那原町新庁舎整備 P F I 導入可能性調査委託業務

(2) 業務の内容

別紙「与那原町新庁舎整備 P F I 導入可能性調査委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成30年1月31日まで

(4) 委託限度額

6,615千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 事務担当課

与那原町役場総務課（担当：城間）

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電話番号 098-945-2201（内線502）

FAX番号 098-946-6074

電子メール shiroma.h@town.yonabaru.okinawa.jp

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 沖縄県内に本社、営業所又は支社を有していること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有し、国・地方公共団体などが発注する本業務と同種または類似した業務実績を自社または協力会社が有すること。
- (3) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、P F I 導入可能性調査に携わった者を従事させることができる組織、人員を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税、県税、市町村税について滞納のないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者で

ないこと。

4. 実施スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 公募公告 | 平成29年 9月25日 (月) |
| (2) 参加表明書提出期間 | 平成29年 9月25日 (月) ~ 10月 2日 (月) |
| (3) 質問書提出期間 | 平成29年 9月25日 (月) ~ 10月 2日 (月) |
| (4) 質問書回答日 | 平成29年10月 3日 (火) |
| (5) 提案書提出期間 | 平成29年10月 4日 (水) ~ 10月11日 (水) |
| (6) 一次審査 (書類審査) | 平成29年10月12日 (木) |
| (7) プレゼンテーション | 平成29年10月19日 (木) (予定) |
| (8) 審査結果通知 | 平成29年10月下旬 |

5. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加し、提案書等の提出をする者は、次の参加表明書等を提出しなければならない。

(1) 提出様式及び部数

- | | |
|---------------------|----|
| ア 参加表明書 (様式第2号) | 1部 |
| イ 会社概要 (別紙1) | 1部 |
| ウ 参加資格チェックリスト (別紙2) | 1部 |

(2) 提出先

本実施要領で定める事務担当課 (与那原町総務課) へ提出すること。

(3) 提出期間

平成29年9月25日 (月) ~ 10月2日 (月)

(4) 提出方法

持参又は郵送 (いずれの方法でも提出期限までに必着) すること。

(5) 参加資格の通知等

参加表明者については、その提案資格を確認し、平成29年10月4日 (水) までに提案資格確認結果通知書 (様式第3号) により通知する。また、提案資格を有する者には、併せて技術提案提出要請書 (様式第4号) により提案書の提出を要請する。

6. 提案書等の提出

(1) 提出書類

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ア 提案書提出届 (別紙3) | |
| イ 業務に関する実績 (別紙4) | ※本事業に類似した、過去の実績を記載すること。 |
| ウ 本業務の実施体制 (別紙5) | ※業務の役割分担等が分かるような体制表 (図) も添付すること。 |
| エ 管理担当責任者の経歴及び実績等調書 (別紙6) | |
| オ 主要担当者・その他の担当者の経歴及び実績等調書 (別紙7) | |

カ 業務に関する提案書（別紙８）

キ 工程表（任意様式）

ク 提案見積額（別紙９）

※本業務の委託限度額６，６１５千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※仕様書及び企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付

※提出された見積書については、契約額ではありません。契約の際には、提案のありました見積額を上限として、契約内容協議の上、再度見積書を頂きます。

(2) 提出先

本実施要領で定める事務担当課（与那原町総務課）へ提出すること。

(3) 提出期間

平成２９年１０月４日（水）～１０月１１日（水）

(4) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限までに必着）すること。

(5) 提出部数等

正本１部 副本１０部

※全てA４版片とじ・縦型・横書きとする。（A３版の資料は、A４版サイズの折込とじとする。）また、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する場合、過大なものにならないよう留意すること。

(6) その他

提出された提案書は返却しない。

7. 質問の受付及び回答

(1) 本業務に関し質問がある場合は、必ず質問用紙（別紙１０）により提出すること。

口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、参加表明書及び企画提案書の作成及び業務実績に係る条件等に限るものとする。なお、本業務に係る説明会は開催しない。

(2) 提出先

本実施要領で定める事務担当課（与那原町総務課）へ提出すること。

(3) 提出期間

平成２９年９月２５日（月）～１０月２日（月）

(4) 提出方法

質問用紙（別紙１０）により、持参、郵送、メール、FAXにて提出すること。

(5) 回答方法

平成２９年１０月３日（火）までに企画提案参加業者全てにメールもしくはFAXにて回答します。

8. 審議及び受託候補者の選定

(1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び最も優れた事業者の選定等は、「与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱」に基づき設置する提案者選定委員会（以下「選定委員

会」という。)によって審議を行う。

(2) 審議

提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行い、各選定委員の採点の合計点により、提案書の中から第一位のものを決定する。ただし、選定委員会は提案書による一次審査(書類審査)を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定(三社程度)します。

ア 開催日時 平成29年10月19日(木)午後1時~3時(予定)

※日時及び場所等については参加業者数等により変更する場合もあるため別途連絡する。

イ 開催場所 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
与那原町役場2階会議室

ウ 出席者 各社3名以内

※本業務委託の管理担当責任者若しくは主要担当者及びその他の担当者が出席すること

エ 発表時間 各社30分程度(事業者説明20分、質疑10分を予定)

オ その他 プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、提案者側で準備すること

(3) 評価基準

提案書を採用するための評価基準は、「与那原町新庁舎整備PFI導入可能性調査業務委託に係るプロポーザル評価の基本方針」の別表1に掲げる評価項目・配点等に従い、採点した結果を合計する。

(4) 選定方法

選定委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員の採点の合計点により応募者に優先順位を付与し、受託候補者を選定し、最も高い評価点を獲得した応募者が複数となった場合は、次の各号に定める順に同評価の者がいなくなるまで選定する。

ア 最も高い評価点を獲得した評価項目数の多い者

イ 選定委員会の審議

(5) 審査結果の通知

選定委員会の報告を受け、選定委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定したものを受託候補者として特定し、提案者すべてに結果通知書(様式第7号)により通知するほか、町ホームページで公表する。

9. プロポーザルの無効

次に該当する場合は、無効とする。

(1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合

(2) 企画提案参加申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が4で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

10. 契約の方法

特定された業者と契約金額及び仕様等について必要に応じて調整し、双方合意した時点で委託契約を締結する。

(1) 下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び委託契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者として再特定するものとする。

ア 受託候補者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することになった場合

イ 受託候補者が、与那原町から指名停止を受けることとなった場合

ウ 受託候補者の見積徴取の結果、委託契約の締結ができなかった場合

エ 受託候補者が、本委託契約の締結を辞退した場合

オ その他の理由により、受託候補者と委託契約の締結が不可能となった場合

(2) 委託契約金額

与那原町の定める本契約に係る予定額の範囲内とする

(3) 契約内容等

本契約は、与那原町契約規則等によるものとする

11. その他

(1) 受託業者確定後に契約対象となる業務内容は、提案書等の記載内容及びプレゼンテーション等の内容に拘束されないものとする。

(2) プロポーザルの提出後、本町の判断により補足資料の提出を求められることがある。

(3) 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すため、「与那原町情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

(4) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

(5) 採用されなかった提案書等は、提出者に返却しないものとする。

(6) 提出した提案書等を本町の了解なく公表、使用してはならない。

(7) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(8) 業務委託契約締結の段階で、業務委託条件・仕様等は、若干の修正を行うことがある。

12. 受託者の責務

(1) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務実施に際しては、企業としての中立を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

13. 関係書類

[書類一式 \(リンク\)](#)